

グループホーム きらら (山)

指定認知症対応型共同生活介護サービス重要事項説明書

- 1 事業所名 群馬県知事指定 グループホーム きらら (山) 指定認知症対応型共同生活介護事業
2 管理者 新野 洋子
3 所在地 〒379-0124 安中市鷲宮203
TEL・FAX 027-382-7506

4 事業の目的

医療法人信愛会が開設するグループホームきらら（以下「当施設」という。）は、要介護状態にあつて認知症の状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、共同生活住居において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境の下での入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とします。

5 運営の方針

- (1) 当施設は、指定認知症対応型共同生活介護サービス（以下「施設サービス」という。）の提供に当たつて、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明をし、同意を得てから行います。
(2) 当施設は、市町村、地域包括支援センター、介護保険施設、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図ります。

6 従業者の職種、員数及び職務内容

- (1) 管理者 1名〔兼務〕
管理者は、当施設の従業者の管理及び業務に関する管理を一元的に行うとともに、自らも施設サービスの提供に当たります。
(2) 介護職員 5名以上
介護職員は、施設サービス計画に基づき、施設サービスの提供に当たります。
(3) 計画作成担当者（介護支援専門員） 1名〔兼務〕
計画作成担当者は、それぞれの利用者の状況に応じた施設サービス計画を作成します。

7 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 …… 月曜日～日曜日
(2) 営業時間 … 24時間

8 利用定員

当施設の利用定員は、9名とします。

9 サービスの内容

- (1) 施設サービス計画の作成
(2) 利用者の心身の状況に応じた介護
(3) 食事その他の家事等（利用者と共に共同で行うよう努めるものとする）
(4) 利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援
(5) 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等
(6) 各種相談に対する指導及び援助
(7) その他利用者に対する便宜の提供

10 利用料及びその他の費用の額

(1) 利用者が当施設から施設サービスの提供を受けた場合の利用料は、介護報酬告示上の額とし、当該施設サービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額をご負担いただきます。

① 施設サービス費（認知症対応型共同生活介護Ⅰ）

区 分	介護報酬の額
要介護 1	7,650円/日
要介護 2	8,010円/日
要介護 3	8,240円/日
要介護 4	8,410円/日
要介護 5	8,590円/日

- ② 初期加算〔入居した日から起算して30日以内の期間〕 300円/日
- ③ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 220円/日
- ④ 若年性認知症利用者受入加算 1,200円/日
- ⑤ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 2,000円/月
- ⑥ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位の18.6%

(2) その他の利用料は、次のとおりとなります。

- ① 部屋代 45,000円/月（別紙「利用料等」参照）
- ② 食材料費 1,500円/日（別紙「利用料等」参照）
- ③ 光熱水費等 15,000円/月（別紙「利用料等」参照）
- ④ おむつ代 実 費（別紙「利用料等」参照）
- ⑤ 理美容代 1,900円/回
- ⑥ 電気器具持ち込み代〔1点につき〕 1,100円/月

11 通常の事業の実施地域

安中市となります。

12 施設の利用に当たっての留意事項

- (1) 利用者は努めて健康に留意して下さい。
- (2) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出て下さい。
- (3) 浴室を利用する際には、健康状態に応じて使用制限もあります。
- (4) 食事その他家事等には、可能な限り協力して下さい。
- (5) 定められた場所以外及び時間以外に喫煙又は飲酒をしないで下さい。
- (6) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけないで下さい。
- (7) 施設で定める非常災害対策に可能な限り協力して下さい。
- (8) その他必要に応じて管理者よりの指示があります。ご協力お願い致します。

13 身体拘束の禁止

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等、緊急やむを得なく身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得なかった理由を記録します。

14 虐待の防止について

当施設は、利用者の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な処置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	新野 洋子
-------------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

15 褥瘡の発生防止

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

16 衛生管理

当施設は、施設内において食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、衛生上必要な措置を講じます。また、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講じるための体制を整備します。

17 非常災害対策

- (1) 当施設は、災害対策に関する責任者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する責任者(防火管理者)	大井 和之
--------------------	-------

- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に通知します。
- (3) 定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期	毎年2回	6月	・	11月
----------	------	----	---	-----

- (4) (3)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

18 事故発生時の対応

- (1) 当施設は、万全の体制で施設サービスの提供に当たりますが、万一事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、関係市町村に連絡するとともに、事故に遭われた方の救済、事故拡大の防止等必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合には、誠意を持って速やかに損害賠償を行います。

19 秘密の保持

- (1) 当施設の従業者または従業者であった者は、その業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- (2) 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供または適切な療養のための医療機関等への情報提供については必要と思われる場合には、情報の提供を行います。

20 苦情処理の体制

- (1) 利用者からの相談又は苦情等に対する窓口は、次のとおりです。

グループホームきらら

連絡先 … TEL・FAX 027-382-7506

担当者 … 新野 洋子

安中市役所介護保険係 … 027-382-1111

群馬県国民健康保険団体連合会 … 027-290-1323

- (2) 苦情処理を行うための体制は、次の通りです。

- ① 直ちに相談担当者が詳しい事情を把握します。
- ② 相談担当者が必要と判断した場合には、管理者を含めて検討会議を行います。
- ③ 検討の結果、翌日までには具体的な対応をします。
- ④ 記録を台帳に保管し、再発を防ぐために役立てます。

21 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	有
実施した直近の年月日	2022年8月25日
実施した評価機関の名称	群馬社会福祉評価機構
評価結果の開示状況	開示している

以上

当事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護サービス提供開始に当たり、利用者に対して上記重要事項を交付し、これに基づいて説明をしました。

年 月 日

〈指定認知症対応型共同生活介護サービス事業者〉

事業所所在地 群馬県安中市鷲宮203

名 称 医療法人 信愛会

グループホーム きらら 印

説明者氏名 _____